

一般社団法人食用塩公正取引協議会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人食用塩公正取引協議会と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第36条第1項に基づき認定を受けた「食用塩の表示に関する公正競争規約」(以下「規約」という。)を円滑かつ適正に運営することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とし、次の事業を行う。

- 1 規約の内容の周知徹底に関すること。
- 2 規約についての相談及び指導に関すること。
- 3 規約の遵守状況の調査に関すること。
- 4 規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- 5 規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- 6 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- 7 景品表示法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
- 8 関係官庁との連絡に関すること。
- 9 事業者に対する情報提供に関すること。
- 10 その他規約の施行に関すること。
- 11 その他当法人の目的を達成するために必要と認められる事業。

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会 員

(会員)

- 第 5 条 当法人の会員となる資格を有するものは、食用塩を製造又は加工し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又は食用塩の製造若しくは加工を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う事業者及び事業者団体とする。会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
- 2 当法人は食用塩に係るものを準会員とすることができる。準会員の扱いについては理事会の議決を経て会長が別に定める。

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 当法人は、前項の規定による入会申込みがあった場合は、不当に入会を制限してはならない。

3 当法人の会員になろうとする者は、入会に際し、会費を納入しなければならない。

(会費等)

第7条 会員は、会費として当法人の事務費、その他経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、正当な理由がない限り、これを返還しない。

(退会)

第8条 会員は、当法人を退会しようとするときは、その旨を届け出て、退会することができる。

2 会員は、前項の規定により退会しようとするときは、退会の3か月前までにその旨を書面又は電磁的記録をもって理事会に予告し、かつ、当法人に納入すべき会費、負担金その他の経費のうち未納のものを完納しなければならない。

3 理事会は、前項の規定による退会の予告を受けたときは、不当に退会を制限してはならない。

4 会員は、第1項の場合のほか、次の理由により当法人を退会するものとする。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 廃業又は解散

(除名)

第9条 会長は、会員が次の各号の一に該当すると認めたときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、会長はその総会の開催の日の10日前までに、当該会員に対してその旨を書面又は電磁的記録でもって通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えるものとする。

(1) 規約第11条第1項の規定による調査に協力しないときであって、同条第3項に基づき除名が適当と判断したとき。

(2) 規約第12条第1項の規定による警告に従わないときであって、同条第2項に基づき除名が適当と判断したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納したとき。

(4) 当法人の事業を妨げる行為、その他当法人の目的に著しく反すると認められる行為があったとき。

2 会長は、前項の規定による議決があったときは、除名の理由を明らかにした書面又は電磁的記録をもってその旨を当該会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 当法人を退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既納の会費その他拠出金等一切の資産について返還を受けられないものとする。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 規約の変更及び規則の制定又は変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員の選解任
- (5) 会員の除名
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の2以上又は監事から総会の目的たる理由を付して請求があったとき。

4 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(招集)

第15条 社員総会は、会長が招集する。

2 総会は、少なくとも開催日の10日前までに、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的記録をもって通知して行う。ただし、会長が必要と認めたときは、便宜の方法で招集することができる。

3 前条第3項第2号の規定による場合は、会長はその請求のあった日から10日以内に総会を招集しなければならない。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 解散
- (3) 定款の変更
- (4) 監事の解任
- (5) その他法令で定められた事項

(書面又は代理人による議決)

第 18 条 会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的記録又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的記録は、総会の日の前日までに会長に到達しないときは無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面又は電磁的記録を会長に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、総会における議長及び出席会員の中から選出された議事録署名人 2 名以上が署名し、押印するものとする。

第 4 章 役員等

(役員)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 18 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 代表理事をもって会長とし、副会長を 2 名から 4 名以内、専務理事を 1 名以内で選任することができる。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、理事会の委任を受けて、会長及び副会長と協議し、当法人の職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成し、その結果を社員総会に報告する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をする

ことができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 20 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、その役員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 26 条 役員には報酬を支払うことができ、その額は、別に定める役員給与規則による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議によって定める。

(顧問)

第 27 条 この法人に、理事会の承認を得て若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、当法人の運営に関し、会長又は理事会の諮問に対して意見を述べることができる。

3 顧問には、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会に付議すべき事項の決定

(2) 当法人の業務執行の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長、副会長、専務理事の選任及び解職

(5) 諸規定の制定及び改廃

2 理事会は、前項第4号の役職の再任を妨げない

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の招集は、少なくともその開催日の7日前までに、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的記録をもって通知して行う。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事の中から選出された議事録署名人2名以上が署名し、押印するものとする。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

第6章 委員会

(専門委員会)

第36条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、専門委員会をおくことができる。

2 専門委員は、会長がこれを委嘱する。

3 専門委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

4 専門委員会は、本会の事業に係る事項について調査審議し、必要に応じてその結果を理事会に付する。

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第37条 当法人の事務を処理するために事務局を設け、職員若干名を置くことができる。

- 2 職員は、会長が任命し、その命を受けてその任に従事する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(会計年度)

第38条 当法人の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産及び経費)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、経費は、資産をもって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金、その他の収入

(事業計画及び予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び収支計算書類、並びにこれらの附属明細書を作成し、遅延なく監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、通常総会において承認を得るものとする。

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第44条 当法人は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すること、その他法令に定める事由により解散する。

- 2 当法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とす

る他の公益社団法人又は公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(委任)

第45条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めたものを除いて、理事会が定める規則による。

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	鈴木 恵 (株式会社天塩)
	表 広一 (朋和商事株式会社)
	関 眞典 (マルニ株式会社)
設立時代表理事	鈴木 恵 (株式会社天塩)
設立時監事	奥住 陽一 (一般社団法人日本塩協会)

(設立時社員の名称及び住所)

第48条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	兵庫県赤穂市坂越390番地
設立時社員	株式会社天塩
住 所	東京都中央区八丁堀一丁目5番2号
設立時社員	朋和商事株式会社
住 所	大阪府八尾市若林町二丁目4番地
設立時社員	マルニ株式会社

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第49条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

主たる事務所 東京都港区六本木七丁目15番14号塩業ビル9F

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。